

秋田県育成経営体の登録基準

以下の(1)～(8)の項目について、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。このうち、(1)の項目に関しては、又はのいずれかを満たしているものとする。

項目	基準	基準の詳細
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>生産量又は生産性のどちらかについて、現状から5年後に概ね2割又は3年後に概ね1割増加させる目標を有していること。</p> <p>現状で生産量5,000 m³/年、生産性に関し間伐8 m³/人日又は主伐11 m³/人日に達している場合は現状以上となる目標を有していること。</p>
(1) 経営管理の対象となる森林の確保	<p>経営管理の対象となる森林(所有権その他長期間経営し得る権利を取得しているものに限る。)の面積を、現状から5年後に概ね2割又は3年後に概ね1割増加させる目標を有していること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が30ha以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p>	<p>「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林のいずれかとする。
(2)生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに該当すること。又は今後該当する意向を明らかにすること。</p> <p>作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携した原木の安定供給・流通の合理化等に取り組んでいること。</p> <p>認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略などに取り組んでいること。又は今後取り組む意向を明らかにすること。	
(4) 主伐後の再造林の確保	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。</p> <p>主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいれば、又は今後取り組む意向を明らかにしていれば足りるものとする。</p>	<p>主伐と再造林の両方を実施できる体制があること。ただし、主伐と再造林のいずれか一方を行わない経営体の場合は、もう一方を実施する他の経営体との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林をおこなっていることとする。</p>
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>	
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。又は今後行う意向を明らかにすること。	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて守るべき行動規範が、各経営体や地域の実情に合わせて作成されていること。</p> <p>経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p>

<p>(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること。又は今後取組む意向を明らかにすること。</p> <p>県・林災防・労働局等が主催する各種安全研修等を受講していること。</p> <p>原則として、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金に加入していること。</p> <p>過去3年以内に休業4日以上労働災害または死亡災害（以下「死傷災害」という。）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記の基準を満たしているものとする。</p>	<p>「第4条に基づく（中略）取り組み又はこれに準ずる取り組みについては、例えば、以下の取り組みが該当する。</p> <p>現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善。</p> <p>リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策。</p> <p>「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それらが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>
<p>(8) コンプライアンスの確保</p>	<p>次のいずれにも該当していること。</p> <p>ア 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>国、県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p>	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表するものとする。</p>

	<p>その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>イ 経営体と森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること（令和8年度末までに該当することとなることが确实と見込まれる場合を含む。）。</p>	
--	--	--